

令和7年（行ウ）第36号 議決取消請求事件

原告 豊橋市長 長坂尚登

被告 豊橋市議会

令和8年1月15日

証拠説明書

名古屋地方裁判所民事第9部CB1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 足立 陽

同 弁護士 赤 本

同 弁護士 岩 田

印影

優

印影

印影

号証	標目	原本・ 写し	作成者	作成年月日	立証趣旨
甲86	電気事業報償 契約論	写し	電気事業経 営研究社	昭和5年1 月13日	報償契約の内容及びその特徴につ いて
甲87	私営公益事業 と都市経営の 歴史－報償契 約の80年－	写し	山田廣則	平成25年 6月3日	報償契約の特徴について
甲88	行政法I 現代行政過程 論（第3版）	写し	大橋洋一	平成28年 6月30日	報償契約の特徴について及びその 起源は明治36年に大阪市と大阪 瓦斯株式会社との報償契約である こと。
甲89	私営公益事業 と都市経営の 歴史－報償契 約の80年－	写し	山田廣則	平成25年 6月3日	大阪市と大阪瓦斯株式会社との間 で締結された報償契約締結の経緯 について

甲90	同上	写し	同上	同上	大阪市と大阪瓦斯株式会社との間で締結された報償契約解除の経緯について
甲91	第三期札幌市会少史(抜粋)	写し	札幌市議会	昭和52年	札幌市電力報償契約締結の経緯について
甲92	札幌市例規集台本第一編(抜粋)	写し	札幌市	昭和36年頃	札幌市電力報償契約の契約内容について
甲93 の1	札幌市議会財政市民委員会記録(抜粋)	写し	札幌市議会	令和5年頃	令和4年当時の札幌市電力報償契約に基づく報償金は年1,488万円であったこと及び当該契約は、議会の議決を経て、令和5年3月31日、解除されたこと。
甲93 の2	令和4年第4回札幌市議会定例会議決事件等一覧表(抜粋)	写し	札幌市議会	令和5年頃	札幌市電力報償契約は、議会の議決を経て、令和5年3月31日、解除されたこと。
甲94	令和7年5月市議会臨時会条例案	写し	豊橋市議会	令和7年5月15日	令和7年5月市議会臨時会において、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例案(議案会第13号)が提出されたこと及び同条例案第4条では、住民投票の期日は令和7年度に執行される衆議院議員通常選挙の期日と当日とすると規定されていること。

甲95	議決結果一覧表	写し	豊橋市議会	令和7年5月15日	令和7年5月15日、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例案（議案会第13号）が可決により成立したこと。
甲96	とよはし市議会だより (No.349)	写し	豊橋市	令和7年6月1日	令和7年5月15日、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例案（議案会第13号）が可決により成立したこと及び住民投票の期日は令和7年度に執行される参議院議員通常選挙の期日と同日であること。
甲97	中部経済新聞	写し	中部経済新聞社	令和7年5月30日	新アリーナ整備の推進に賛成する会派の議員（令和6年12月市議会定例会にて、住民投票条例案（甲49）の提案者の1人）は、「純粹に新アリーナの整備が問うだけでは投票率が上がらず、投票行動に意欲的な否定派が導く結果になりかねない」として住民投票条例を見送った理由を述べていること。